

裁判員経験者の意見交換会議事録

1 日時

平成30年2月7日（水）午後2時00分～午後4時00分

2 場所

福岡地方裁判所中会議室

3 主催者

福岡地方裁判所

4 参加者

裁判員経験者8人

福岡地方裁判所裁判官 中 田 幹 人（第4刑事部部総括判事）（司会）

福岡地方検察庁検察官 前 田 華 奈

福岡県弁護士会所属弁護士 有 馬 純 也

福岡地方裁判所裁判官 石 川 貴 司（第4刑事部判事）

5 議事内容等

別紙のとおり

(別紙) ※ 裁判員経験者を「裁判員経験者1」等と表示する。

○司会者

裁判員経験者の皆様におかれましては、本日は大変お忙しいところ、また大変厳しい天候の中、裁判所にお越しいただきましてありがとうございます。私は、本日の司会進行を務めさせていただきます福岡地方裁判所第4刑事部の中田と申します。どうぞよろしく願いいたします。

この意見交換会の趣旨は、広く国民の皆様が安心して裁判員裁判に参加いただけるように、裁判員経験者の皆様に御感想、御意見をいただく機会を設けまして、そこで得られた感想、御意見を広く国民の皆様にお伝えするとともに、法曹関係者の側では、今後の裁判員裁判の運用の参考にさせていただくというものでございます。皆様それぞれの忌憚のない御意見をざっくばらんにお話しいただければ幸いです。よろしく願いいたします。

本日は法曹関係者の方々にもそれぞれ参加いただいております。簡単に自己紹介をお願いできればと思っております。

まず、福岡地方検察庁の前田検察官です。

○検察官

福岡地方検察庁の検事の前田でございます。

私は今回、出席の裁判員経験者が担当された事件の公判を担当させていただいていまして、そのときの検察官の立場としては、検察官の主張が分かりやすかったか分かりにくかったかという点について、非常に関心を持っております。皆様の貴重な御意見をお聞きして、今後に活かしたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

○司会者

ありがとうございました。

福岡県弁護士会から有馬弁護士に参加していただいております。よろしく願いします。

○弁護士

弁護士の有馬と言います。よろしくお願ひいたします。

私は、裁判員裁判の経験自体は4件ほどです。それほど多くもなく、少なくともなくという数字、弁護士としてはその程度だと思ひます。

裁判員裁判の中では、やはり一般の方に理解してもらわなければならないということで、極力分かりやすく、視覚に訴えるような形でプレゼンテーションするように意識してました。それがどこまで皆様方に伝わっているかというところを、私の担当した事件ではありませんが、弁護人側の活動が皆様にどう伝わっているのかをお聞かせいただければと思ひます。よろしくお願ひします。

○司会者

それでは、石川裁判官、お願ひします。

○裁判官

福岡地方裁判所第4刑事部の裁判官の石川と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

普段は中田裁判官が裁判長で、私が右陪席裁判官という立場と一緒に事件の担当になるときもあります。私が裁判員に関わった件数と言ひますと、もう、何件目かという感じではあるんですが、年数で言うると、今年で裁判員を担当する配属について7年目になりまして、それなりの件数はやってきましたが、いつも新たな事件で、新たな裁判員の方とお仕事をさせていただいて、新たな発見があるということを重ねておりまして、常に勉強だなというふうに思ひて、いつも裁判員裁判を担当させていただいております。今日も同じように勉強させていただければと参りました。どうぞよろしくお願ひいたします。

○司会者

ありがとうございました。

まず、本日の大まかな進行について御説明をさせていただきます。

まず最初に、私から皆様が御担当になった事件を簡単に紹介させていただきます。

それぞれ御担当になってから大分時間も経っていますので、記憶を戻していただく契機として、事件の御紹介をさせていただいた上で、それぞれ、その事件を担当いただいた方々に、お一人ずつ全体的な御感想や御意見などをお話しいただければと思っております。

さらにその後に、証拠調べなどの審理や評議などが、分かりやすいものであったのか、もし、分かりにくかったというようなことがあれば、それについてどのような工夫が考えられるかについて、御感想、御意見をお伺いして参りたいと考えております。

さらに、それぞれ御参加いただいた審理日程を経験して、実際に参加されるに当たって、さまざま日程調整などの御負担をおかけした方もいらっしゃると思いますので、それについて工夫をされたようなところがあれば、お伺いしたいと考えております。

最後に、これから裁判員になられる方々へのメッセージをお聞かせいただきたいと考えております。

全体で2時間程度の時間を予定しております。少し長い時間ですので、1時間程度の意見交換をしましたら、途中で若干の休憩をとりたいと考えております。

それでは、まず、事件の全体的な印象、御感想等についてお伺いをいたします。

順に、事件について御紹介をさせていただきます。

本日御参加の経験者1番の方、2番の方が参加されました事件、これを御紹介いたします。

事案の中身は、被告人は男性で、出会い系アプリを用いて誘い出した男性に対する強制わいせつ致傷等3件と、侵入窃盗、侵入強盗など7件という事件で、主な争点は量刑というふうに伺っております。

まず、1番の方、御感想などがございましたら、お願いいたします。

○裁判員経験者1

呼び出されて裁判所まで行きましたが、事前に、実際には裁判員に選ばれていない方が職場にいて、その方に聞いたときに、ある程度重い事件じゃないと裁判員に

呼ばれないよと言われていたので、ドキドキして来て、今、説明されたような事件だったので、いろんな意味でびっくりして、印象に残りました。

○司会者

ありがとうございました。ドキドキしたというのは、事件の中身に触れられてということですか。

○裁判員経験者 1

そうです。

○司会者

では、同じ事件を担当された 2 番の方、感想、印象などをお伺いできればと思います。

○裁判員経験者 2

一番難しいなと感じたのは、やはり量刑でした。最初に、検察官から求刑がありまして、量刑との間にかかなりの乖離がありまして、いろいろグラフがあって、こういうふうになって、今まではこうだよということで、最後に採決となったんですが、その量刑は、何分、裁判員裁判としては非常に難しいことだと思います。むしろ、私はよくアメリカの陪審員の映画をテレビで見るんですけども、「ギルティ・オア・ナットギルティ」のほうが裁判員としては楽だなと思いました。それが正直な感想でございます。

それと、もう一つは、男性に対する性的犯罪もあるのかということですね。これを強く感じましたね。

それから、もう一つは、実は私が実際に聞いてみて、えっと思ったのは、こんなようなことだったんです。被告人に対して、「あなたは 7 件ぐらい窃盗をやっているのは、どうして留守だと分かったのか。」と聞いたら、「私は昔、リフォーム業者をやっていました。」と、あっさり言いました。そういう面からも、やはりある程度の年配の方も含めて、これから選任のときに、そういうふうな背景というものがあるということを知っていただくためには、なかなか難しいだろうけど、いろい

るな方が参加していただくのがいいんじゃないかなというように感じました。

○司会者

いろいろお話をいただきました。量刑の点での判断にすごく苦労されたということをお話いただきました。それから、先ほどグラフというワードが出ましたけれども、これはいわゆる量刑データベースを活用したということですね。

それから、最後の点でおっしゃったのは、いろんな経験を持った方が、広く裁判員に参加いただくほうが、適切な判断につながりやすいのではないかというようなお考えということでございました。ありがとうございました。

では、次に、3番の方が担当された事件を御紹介いたします。

この事件は、戸籍上の妻との離婚が成立せず、入籍できないことを、同居している内妻から厳しく責められて、内妻と子供さんを殺害したという殺人事件2件というような事案と伺っております。

この件につきましても、主な争点は量刑であったというふうにお聞きしております。この事件を担当された3番の方、印象や御感想を伺いたしたいと思います。

○裁判員経験者3

今回、初めて裁判員裁判を経験させていただき、先ほども言われましたが、量刑を判断することの難しさを痛感いたしました。検察側の資料は、きちんとまとめてあったということもありまして、審理のときに参考にして、評議のときもそれを一つの判断の参考にさせていただきました。

本当に現在もいろいろニュースとかテレビを見るときにも、この裁判員裁判を経験させていただいたことで、今も裁判のことに対しては、これはどうなるんだろうという意識が自分の中で参考になるというか、そのようなことです。

○司会者

ありがとうございます。検察官の資料が参考になったということをおっしゃっていただきましたが、評議の際に見せられたということですから、恐らく、それは論告ですかね。論告メモが参考になったという感想ですね。

それと、もう一つは、こういった経験をしていただいた上で、ほかの事件報道などを見られて、いろいろ思うところがあったというようなことでもございました。

では、次に4番の方が担当された事件について御紹介いたします。

この件は、強盗強姦2件からなる事件でして、うち1件については、姦淫の有無が争いになったということのほか、2件双方について、犯行当初からそういった姦淫の目的があったかどうかという点や、あるいは脅迫の態様等が争いになった事件とお伺いしております。

4番の方、御感想をお聞かせいただければと思います。

○裁判員経験者4

こういった事件がどのぐらいの頻度であるのかは分からないのですが、今回の事件はとても重たい事件だと感じました。被害者の方も将来的に、一生、精神に残るような被害だと訴えていたもので、それが今もどうされているのかといったことは、少し気になってはいます。

○司会者

ありがとうございました。強盗強姦2件という事案を御担当いただいて、4番の方御自身もいろいろこの事案を審理されて、どうでしょう、精神的に何かお感じになったようなところはございませんか。

○裁判員経験者4

いろいろと考え込んだような時期もあったのですが、そこまで苦しいようなことではなくて、被害者に比べれば、そんな大した悩みではないので、別に裁判員をやってよかったと思っています。

○司会者

ありがとうございました。

では、続きまして、5番の方が担当された事件を御紹介いたします。

この事件の概要は、暴力団構成員、1人は幹部、1人は組員という取り合わせであったようなのですが、この被告人らが組長の命令に従って、同じ暴力団の幹部で

ある被害者を殺害したという殺人事件と聞いております。

この事件の主な争点は、量刑であったと聞いておりますが、被告人のうち1名が公判廷で殺意を否認するという旨の供述をしたために、そのあたりについても判断がなされたというふうに聞いております。

では、この事件を担当された5番の方に御感想をお聞きします。

○裁判員経験者5

この事件も、やはり被告人の量刑を決めるのはすごく難しかったです。過去の事例のデータベースの中から、類似しているであろうと思われる事件も紹介していただいたのですが、一つとして同じようなものはないので、刑を増やしたり減らすということがすごく難しかったです。

この事件は、物的証拠とか証拠写真というのは全くなくて、供述証拠のみで罪状を決めるということで、その中からどう決めていいのかというのは、すごく判断に迷いました。

○司会者

事件自体はかなり以前のものだったようですね。今おっしゃっていただいたように、物的証拠が余りなくて、共犯者の供述が主たる証拠だった事件ということで、判断に苦労されたということをお話していただきました。

では、続いて、6番の方が担当された事件、これを御紹介いたします。

事案の内容は、元交際相手である被害者Aさん、この事件はAさんとBさんの二人の被害者がいるわけですが、まず、被害者Aさんの自宅に被告人が侵入しまして、帰宅してきたAさんを包丁で刺すなどして殺害しようとした殺人未遂事件と、さらに、この被害者Aさんを助けに来たBさん、この方を殴って傷害を負わせたという傷害事件という事案と聞いております。

これにつきましては、主な争点は、Aさんに対する殺意があるかないかという点、また、両者の事件を通じて責任能力についても争われた事案だと聞いております。

では、この事件を担当された6番の方、感想などをお聞きします。

○裁判員経験者 6

担当した事件は、今、説明にありましたように、殺人未遂と傷害、それから住居侵入で、どのようにそれを判断するかというところだったのですが、検察官が求刑した年数というのは、殺人未遂事件としては重たい年数でした。なぜ重たいというのが分かったかと言いますと、参考までに出していただいた統計の資料によって、これは殺人未遂としてはかなり重たい求刑なんだと感じました。弁護人が求めているのは、心神耗弱による無罪でした。片や重たいと思われる求刑、片やそれを無罪と言っている、極端な双方の意見を聞いての判断ということで、みんな大分悩んでいました。

そこで、私が思っていたのは、検察側が出してきた年数、もちろん私らは法律に関して素人ですので、何でその年数になったのかというのが、根本的なところが分からないのです。殺人未遂で何年、傷害で何年、住居侵入で何年で、こういうところは傷害の側から差し引いてとか、何かそのような年数を出してくるに当たっての根拠というものを、もう少し細かく示してもらえていたら、こちらも、もっと根拠を持って具体的に、量刑を考えることができたのではないかなと思います。

また、裁判官の方々が、私らであったり、最後、判決のときに述べる言葉、文言であったり、言葉にする能力というのが大変高いなと思って、すごくそこは感心しました。私らが3行、4行かかるところを、もう1行、2行で明確にまとめることができる能力の高さというものにすごく感心したのを覚えています。

また、これまで生きてきた中で、それなりにいろんな人と出会ってきて、人を見る目とか、それなりに養ってきたと思っていたのですが、例えば、被告人に対する印象というものが、弁護人とのやりとりで受ける印象と、検察官とのやりとりで受ける印象とが真逆になるぐらい、印象が変わってくるというところを実際に経験して、今さらながらに何か、いい体験をしたと感じました。

ですから、もし、この裁判員の封書が届いた人たちは、ぜひとも参加していただきたいと強く思いました。

○司会者

多岐にわたっての御意見，ありがとうございます。これからお伺いしようと思っていたところも全てお話ししていただいたような感じがいたします。

さまざまな御意見をいただきました。あるいは感想もいただきました。お褒めいただいた裁判官に対するお声については，担当した裁判官に伝えておきたいと思えます。

また，求刑等については，後ほど皆さんにお伺いしたいと思いますし，できれば，検察官にせつかく来ていただいていますので，そういった面もお伺いできればと思っております。

では，次に，7番，8番の方が担当された事件について御紹介いたします。

事案の概要は，被告人が父親とけんかをして，父親が経営している会社を結局辞めることになり，また，借金をしていたようなんですが，その借金を妻に相談することができずに家出をし，父親にも同じ気持ちを味あわせたいというふうを考えて，会社事務所と，それと一体になっていた被告人の祖母の家に，ガスを用いて放火して，建物の多くを焼損したという事案であります。

この事件につきましては，現住建造物等放火の罪の成立自体は争いがなかったところですが，実際にその事件当時，祖母が2階にいたかどうか，そして，その認識について否認したことから，その点が争点となりました。

この事件を担当されたお二方，まず7番の方，御感想をお願いいたします。

○裁判員経験者7

よろしく申し上げます。最初，裁判員裁判の通知が来たときに，どんなことをするのだろうかとか，期待とか不安で伺ったんですが，裁判が進んでいく中で，私たちが知らないことがいろいろあって，私はすごく自分で勉強になりました。

私が一番悩んだのは，やはり量刑ですね。量刑の評議をするときは，自宅に帰っても胃が痛くて寝られなくて，量刑が決まったときは，本当にほっとしました。でも，それと同時に，若い被告人の方だったんですけど，これから先，まだ若い方が

どうなるんだろうかとか、自分の子供に置きかえて考えたりして、やっぱり自分自身でも今回のことは勇気を持って参加したんですけど、本当に勉強になって、これからも若い方も、もうちょっと勇気を持って参加していただきたいなと思いました。

○司会者

ありがとうございました。

では、同じくこの事件を担当された8番の方、お願いします。

○裁判員経験者8

この事件は、被害者、加害者というのが家族でありまして、家族間の争い事だったんですけども、量刑を決めるときも確かにすごく悩みましたし、判決を下すということが、家族の中で表裏一体の事象になるということだと思います。家族を思うから、もう許しているから、どうにか軽くしていただきたいなど、家族のほう、被害者のほうは許しているとは言っているのですが、実際に話を聞いたりして、評議していると、やはりいろいろみんな悩んできまして、そこは大変なところでありました。

裁判員というのは周りでも誰も経験したことがなくて、初めて私が経験したわけですが、経験してみると、ちょっとその話を聞きたいと、会社の上司たちも声をかけてくださいます。会社のほうでは会議の時間をいただいて、体験発表とかさせていただいております。

これから裁判員になる可能性のある方が、ぜひ人生の一つの経験として受けていかれたら違うかと思います。

○司会者

ありがとうございました。御勤務先で体験発表をされたということで、ありがとうございます。そんな形で、もしできるのであれば、広く伝えていただけるとありがたいと思います。

全体について御感想などをお伺いいたしました。これからお伺いするところについても、それぞれお話をいただいているところもあり、重なることになるかもしれ

ませんが、話を進めていきたいと思います。

実際に皆さんが担当された事件は、ごく大まかに言いますと、冒頭陳述というところから始まって、証拠調べをして、それを踏まえた検察官、弁護人の論告・弁論、そして評議、判決と、このような流れであると思います。これからお伺いしたい点も、この流れに沿った形で、それぞれのポイントについて印象的な事柄などがありましたらお伺いしたいと思っております。

まず、冒頭陳述です。先ほど論告の資料が参考になったという御感想もありましたが、冒頭陳述においても、それぞれ資料を用意して陳述するという場面が多かったのではないかと思います。それぞれお感じになったところをお伺いできればと思います。

例えば、審理の冒頭ですから、皆さん、この事件に触れるのはまさに初めての段階、この中で十分にその審理のポイントなどを掴めたかどうか、事件の内容が把握できたかどうか。本来、これを知らしめるのが冒頭陳述の機能ということになりますので、実際に経験された皆様が冒頭陳述をお聞きになって、最初、どのような印象を受けられたかどうか、こういったところをお伺いできればと思います。

何かこの点について御意見のある方、挙手願えないですか。冒頭陳述というのを、どうだったか思い出していただけますか。

では、5番の方、ちょっとお伺いしたいんですけども、5番の方が担当された事件はいろいろ関係者が出てくるという、そういうことであったと思うんですが、何か事案の中身を確認する中で、検察官、弁護人の冒頭陳述が分かりやすいものであったかどうかという点についてお話を伺いたいと思います。

○裁判員経験者5

とりあえず手元には資料もありますし、大まかな内容はとりあえず把握したと思っております。

○司会者

登場人物が分かりにくいとか、そういうことはなかったですか。

○裁判員経験者 1

冒頭陳述は最初のほうですので、全く慣れてない状況で、言っていたように件数が多かったのですが、私はちょっとよく分からないというか、理解するのにちょっと時間を要しました。

検察官のおっしゃっていることも、弁護人のおっしゃっていることも何となく頭の中では分かるのですが、いまいち理解するのは証拠調べであったり、そのようなことをしている最中に、やっとなみ砕けてきたというか、細かいこのようなことでは、ここが問題になって、だから、これを言っているのだとか、これを証明したいからこれを持ってきたのだというのは、あとから理解が追いついてきたような感じがしました。

○司会者

そうすると、一つは冒頭だということと、あとはある意味、分量が多くて、なかなか全部を消化しきれないという、そういうようなところもあったということですか。

○裁判員経験者 1

消化しきれなかったというところが最初のほうはありました。

○司会者

どうでしょう、そういう御感想をお持ちの上で、このようにすればよかったのではないのか、そのようなお考え、御経験などはいただけないですか。

いずれにせよ、1番、2番の方の御経験された事件、ある程度、事案の特殊性もあるとは思いますが、なかなか一度に多くのお話、情報があって、十分消化しきれないというふうな事態があったということですね。

ほかの方で、冒頭陳述、検察官、弁護人のそれぞれについて、ああ、ここがよかったと、このようなことをやっとなみ砕けたとか、分かりやすかったとか、あるいはここがちょっとどうだろうとかいう話とか、もし御感想などがありましたらお伺いしたいと思うのですが、いかがですか。

8 番の方，どうぞ。

○裁判員経験者 8

先ほどの意見で出てきたのですが，メモについて，検察側と弁護人側からメモをいただいている，自分としてもメモをとっていたのですが，大変分かりやすくまとめてあるのをいただいていたのですが，2通比べてみましたら，私たちのときは，検察官のほうはすごくいい書面ができていると思ったのですが，弁護人のほうはちょっと，もう少し分かりやすくというか，いい感じで作っていただけたらよかったというのがあります。

ただ，それは書類の単なる出来の良し悪しだけで，こんなにはなくても，聞いている分だけで判断するべきことでもあるので，それはそんなに大きな左右されることではないのですが，書類とか，もっといい感じのものを作られたらよかったですのではないかと思いました。

○司会者

ありがとうございました。

では，次のポイントに移りたいと思います。

証拠調べのほうに入りたいと思いますが，証拠調べと言いましても，さまざまな証拠があります。まず，取り上げたいのは，証拠書類，書類の形になった証拠についてお伺いしたいと思います。

中でも供述調書というものが取り調べられたと思います。これは関係者が捜査官，警察官や検察官のところで話した中身を，それぞれ捜査官が中身をまとめて文書にしたものということになります。これらは，その内容が読み上げられるということが実際にあったかと思います。この中身において十分理解できたというところ，あるいは逆に理解が難しかったというところはございませんでしたか。何かこの点についてお考えのある方，お願いします。

2 番の方，どうぞ。

○裁判員経験者 2

どこまで言っているのか分からないのですが、被害者の家族の手紙みたいなものを読まれたと思うのですが、その際に、何というのでしょうか、被害者の名前が分かるような説明の仕方をしていたというのが一番印象に残って、もちろん、その後、裁判官の方が、そこは指摘をされていたみたいなのですが、そのようなことはもっと気をつけていただきたいなと思いました。自分がもし、そのような巻き込まれた立場だとすごい嫌だと思った印象があります。

○司会者

ありがとうございました。

ほかに供述調書の点について、4番の方、いかがですか。供述調書は分かりやすかったですか。

○裁判員経験者4

検察の方の説明は全体的に分かりやすかったと思います。ただ、調書などについては、こちらから分からなかったところがあったら、もう一回理解したいので、いただければくださいと言って、被害者Bさんのほうに関してはいただくことができたのですが、Aさんに関しては余り資料がなかったので、検察の方は多分もっと詳しいことを知っていると思うのですが、こちらのほうとしては、結局、細かいところまではちょっと分からなかったというのがありまして、具体的な、被害者の方がそうした犯行のときにどういった状態だったのかといったような細かい動作などももっと分かればよかったと思います。そういった検察からの説明や資料もいただければ、分かりやすかったのかと思います。

○司会者

ありがとうございました。最初、冒頭で読み上げられたときには、理解できないようなところがあって、後でまた理解したという、そういう経過だったのですか。

○裁判員経験者4

一つ聞き漏らしたとか、そのようなことがあったりしました。

○司会者

調書ではなくて、できれば証人として法廷に来ていただいて、その方自身の生の言葉で語っていただくということとの比較において、実際にはそのような経過ではなかったのですが、比較というのも難しいかもしれないですが、そうであったとしたら、どうですか。

○裁判員経験者 4

被害者の方の口から直接言っていただきたいということがあったと思いますが、どうしてもあいつの法廷の場だと、被害者の方は言えることが限られているように思えるのです。そういったフォローが検察の方からしっかり説明があってもいいのではないかと思いました。

○司会者

ありがとうございました。

では、証拠調べの点について、さらにちょっと進めさせていただきたいと思えます。ちょっと別のテーマなんですけど、御遺体や、あるいは被害者が負われた傷とか、被害現場の写真、あるいはイラスト、こういったものが証拠になっていた事件もいろいろあったと思いますが、これを見ることについて、何か負担に感じられるようなことがあったかどうかという点をちょっとお伺いしたいなと思っておりますが、何かそういった点を御経験された方、いかがですか。

6番の方は、そういった証拠をご覧になられたのですか。

○裁判員経験者 6

証拠写真が数枚ありました。その中で、血痕が写っているものは白黒、それから、傷がある場所は、顔に関してはイラスト、胸部に関しては写真だったと思いますが、一応、そのときにも、評議のときにも裁判官、裁判長とかに、もっとリアルな映像では見られないのですかと、逆にそういうのを見てどうにかなるというタイプじゃないので、できればもっとリアルな映像が見たかったというのが、そのとき、率直に思ったことです。

ただ、リアルに見たからどうなのかという、何かそのようなニュアンスで言われ

たのを記憶していて、そう言われれば、そうなのかとも思いましたが、実際にその事件に対する自分の中でもっと臨場感を得たいという欲求が出てきたのは確かで、それをちょっとオブラートに包みすぎなのかなというようにも思いました。

○司会者

ほかに、こういった証拠について御意見のある方いらっしゃいませんか。

3番の方、いかがですか。

○裁判員経験者3

ちょっと証拠という形で、埋めてあげたとか、いろいろな証拠の写真とかは見せていただきましたが、それを見てどうだったということは、問題はそこまでなかったです。やっぱりいろいろなものを見たり、また、させてもらい、証人の方とかは被告人から見えないようにしたりなど、そのようなこともありました。

○司会者

証人尋問のときというのは遮へいのことですかね。

○裁判員経験者3

そうですね、はい。

○司会者

分かりました。

では、次のテーマに進みたいと思います。

証拠の中でも証人尋問、あるいは被告人質問というところが、それぞれの審理でもあったのですが、まず、証人尋問ですが、証人それぞれ必要性があるというように判断して裁判所として採用しているわけですが、実際に、証人尋問を聞いていただいて、ちょっとこの証人、何で調べるのだろうか、あるいは余り意味がないのではないのかというように感じられたり、あるいはちょっと中身が難しく、よく分からなかったなどの御感想をお持ちの方、いらっしゃいませんか。

7番の方、いかがですか。

○裁判員経験者7

証人尋問の件ですが、弁護人のほうでおばあさんが証人に立たれ、私も感じたのですが、おばあさんでなくてお父さんの証言を聞きたかったと思いました。

それと、検察官の証人で、ガスメーカーの方の説明があつたのですが、難しくて、ガスが爆発したら怖いというイメージはありますが、何か話を聞いているときに、すごく難しくて、みんな分かったのかなって、私はそのときすごく難しいと思っていました。一応、メモだけは一生懸命とつたのですが、後から考えたら、やっぱりガスは爆発したらこんなに怖いだから、あのような話をされたのだなというのは分かったのですが、やはり弁護人の証人のときに、おばあさんではなくて、本当にお父さんの意見を聞きたいと思ったのです。

○司会者

この担当いただいた事件は、動機がお父さんとの確執というところがあつたので、お父さんにも証人として話をしてもらったほうがよかつたのかなというのが1点、それと、もう一つは、これは検察官の請求証人だつたと思いますが、ガスの専門家の証人、この方の話はちょっと中身が難しかったということですね。ありがとうございました。

大体一通り、証人尋問等も含めてお伺いをしましたが、個々の証人尋問に当たって、例えば、質問の趣旨がなかなか分からないとか、先ほどちょっと2番の方がおっしゃったんですが、声がよく聞こえないとか、いろいろ証人尋問をお聞きになつていて、それぞれ検察官、弁護人の質問の仕方について、ここをこのようにすればもっと分かりやすいのにとというように思われたところ、何かございませんか。

4番の方、どうぞ。

○裁判員経験者4

質問にはいろいろな思惑があるのだと思いますが、自分が経験したのは強盗強姦の事件で、被害者の方も、被害者の身内の方も証人として出頭していただいたのですが、弁護人の方が被害者の友人の方にされた質問だつたのではないかと思うんですが、はっきりとは覚えてないんですが、結構、被害者の方も被害者の友人の方も、

例えば強姦とはどういう意味か、具体的にはどういうことをすることかなど、そんな感じの質問をされていたのですね。その質問は被害者の友人に対してですが、被害者の方にも結構そのような性的な知識の質問をされていたので、本当に強姦の意味が分かっているのかということを知りたかったのだと思うのです。常識的にというように考えて、それはわざわざ聞かなくても分かるのではないかと思うのですが、そこまで被害者に負担をかけてまで聞く必要があるのかというのは気がかりでもありました。

○司会者

なかなか難しいところですね。これは確か姦淫があったかなかったかということ自体も争点だったからですね。

○裁判員経験者 4

はい。

○司会者

そうですね。弁護士としても恐らくそういう争いのある事件なので、かなり質問のあり方もシビアになっていたかもしれないですね。

ただ、4番の方の御意見としては、そこまで細かいところの点を聞かなくてもいいのではないかという御感想でしたね。ありがとうございました。

ほかに何か質問のあり方等についてどうですか。

○裁判員経験者 5

今回の裁判で被告人の方がお二方おりまして、最初の方は、何か質問された後に、ちょっと語尾を言いよどむみたいなことがあったりとか、あと、裁判官の方から質問が終わって陳述書を読むみたいなことを促されたりしたのです。後から来た方は、すごく理路整然と分かりやすく説明されていて、その後からの説明をされたほうが、分かりやすく信用性があるようなことがありました。ただ、後から考えると、説明がうまいほうが信用ができるのか、下手なほうが信用できるのか、このあたりはちょっと悩みました。

○司会者

ありがとうございました。確かに、そうですね、第一印象ということだけでなかなか片づけられない点もありますね。なかなか表現がうまくできる人、できない人、いろいろあると思います。最初におっしゃったのは、被告人のうちの一人は語尾について言いよどむようなところがあったり、あるいは質問と答えとが重なるようなところがあって、なかなか聞き取りにくかったということで、例えば、そのようなときに質問する側において、私の質問が終わってから答えてくださいや、あるいはちゃんと語尾まではっきり話してくださいというのをしていけば、ある程度改善できたところはあるのでしょうか。

○裁判員経験者5

そのときも、1回じゃなくて、2度、3度質問が遮られてました。

○司会者

そうですね。そう言ってもなかなか直らなかったということですか。

○裁判員経験者5

ちょっとまだ説明が足りなかったと思って、つけ足しにいったと思います。

○司会者

ありがとうございました。

今までのところを聞いていただいている、検察官、それから弁護士、裁判官、それぞれ経験者の方々に何か御質問等、ございますか。

○弁護士

弁護士の有馬です。何人かの御意見の中で、弁護人側の発言が、声が小さいとか、ちょっと分かりにくいという御指摘を受けましたけれども、御指摘いただいた方以外の方で、検察官と弁護士を比べて、どちらが単純に分かりやすかったかという御意見をいただけますとありがたいです。

○司会者

論告・弁論などということですか。

○弁護士

どちらでも結構です。

○司会者

もう既にお話しいただいた点は良いかと思いますが、さらに加えて、検察官と弁護人を比較してみた場合、何か違いと言いますか、印象を持たれたようなことはないですか。

○裁判員経験者 6

弁護人の方が若い方、若干年配の方、2名おられたんですが、主に証人尋問に関しては年配の方が担当されていたようですが、検察側から出された医師、被告人の方が障害を持っていたということがあって、その障害がどのように影響するかということで、医師が呼ばれていたのですが、その医師に対して弁護人の方が質問をされていたのですが、思うように被告人のプラスになるような答えが出てなかったように思うのですが、だんだんとエキサイトされてきて、それは被告人じゃないと答えられないでしょうというような質問を何度となく証人にぶつけてあって、裁判長からも質問を変えるようにというような促しもありましたし、証人の医師も、それは被告人じゃないと分かりません、被告人じゃないから分かりませんというような返答があったりとか、そういった私らの担当した裁判のときは、検察側と弁護人側のほうでは、パフォーマンス的には大分差があったのかなというように思いました。

(休憩)

ここからは、先ほども若干話題になっておりましたが、論告弁論についての御意見をお伺いできればと思います。

御説明するまでもなく、論告弁論の機能というのは、それまでにされた証拠調べの結果を踏まえて、検察官、弁護人双方の立場から、この事件についての結論に向けての意見を述べると、このような機能を持っているものです。

さらに言えば、その後になされる評議の道筋を決めていくものでもあるということになります。そういった機能を持った論告弁論についてなのですが、この点につ

いて、何か御意見、印象に残ったようなところがございましたら御意見をお伺いしたいと思っております。

例えば、先ほど弁護士からもお尋ねがありましたけれども、検察官、弁護人のそれぞれのそれを聞いていただいて、こういったところが良かった、悪かったと、比較の点においてお話しいただいても結構かなというようにも思います。

何か御意見のある方、いらっしゃいますか。

先ほど、冒頭の御感想をお話いただいたときに、6番の方が検察官の求刑のあり方について、数値を導き出すに当たっての根拠をある程度示してもらわないと、なかなか判断が難しいという趣旨の指摘をいただいたかなと思います。複数の罪が係属している場合に、単純な足し算方式ではないということなので、例えば、窃盗が何年、強盗が何年というような、こういう積み上げ方式というのは余り日本の裁判においては採られてはいないのですが、さりとて、量刑をする立場であるところの裁判員にとって、何が目安になって、どういう数値化ができるのかということについて、検察官、弁護人がそれぞれの根拠をもって示してもらったほうが、確かに評議というのはやりやすくだらうということとは言えるかと思えます。

何かこの点について検察官のほうでコメントございますか。

○検察官

検察官の前田でございます。先ほど、裁判員の皆様のお話をお聞きして、量刑に対して非常に真摯に、そして非常に悩まれながら下されているんだなということをお聞きして、非常に検察官といたしましては、求刑について、私たちも非常に心を砕いているところではあるのですが、なかなか説明の仕方が難しいということで、皆様が悩まれている原因は、一つはやっぱり検察官の求刑の根拠をもう少し出す必要があるのかなというのを少し感じたところではございました。

ただ、細かい数字というところになると、非常に難しいところがございまして、一つはやはり事案によって、例えば、傷害罪だから3年にしましょうとか、5年にしましょうというところが決められない。だからこそ、やっぱり法定刑というのが

幅広く決まっているというところがございまして、そうすると、なかなか個々の部分はこの年数にしますとかいうところを、前科がないところは1年引きますとか、足しますとか、そのようなどころまで細かい数字を出すのは難しいかなというのが正直思っているところではございますし、また、例えば、その1年を引きます、足しますということに関して、なぜ1年なのかというところ、その根拠は何ですかということになっていくと、その説明をするためには、またほかの例えば、これまでのいろんな事案の経験であるとか、個々の事案でこの部分については、例えば、数字で6月とか5月とかというところを細かく細かくやっていくと、多分、裁判が終わらないぐらいになってくるなというのは正直思っているところでして、私たちはそれを長い時間をかけてずっとやるわけですが、論告とかでいけば20分とかという短い時間になりますので、なかなか説明を尽くすのが難しいなというのは正直その点はございます。

ただ、皆様の悩まれている原因のところにも、もう少し求刑に対して検察官が分かりやすくするというところが必要なのだということはよく分かりましたので、参考にさせていただきたいと思っております。

○司会者

ありがとうございました。

今日の皆さんの御感想を聞いておりますと、大体、皆さん、量刑について悩まれているというようなどころはお話をいただいたところだと思います。これは当然裁判官も皆さんと一緒に悩み抜いたということになります。

その際によりどころになり得るのは、やはり量刑のデータベースが、まず一つということです。ただ、これも個々の事件との引き比べということをするわけではなくて、あくまでこれまでにされてきた裁判員裁判の量刑の大きな意味での傾向というものを読み取っていただいて、今回で実際に審理される事件がどのぐらいの刑がふさわしいのか、どこに位置づけるべきかというような使い方をさせていただくということになりますので、さかのぼって言いますと、検察官の求刑もまた個々の事件

との引き比べで、前田検察官が言われたとおりで、こうであるからプラス1年、こうであるからマイナス1年とか、そのような細かい数値化ということ自体が難しい問題だと、困難であるということは御理解いただけるとありがたいと思います。

では、一通り論告弁論等までお伺いいたしました。

続いて、評議の点についてお話をいただきたいと思います。中身にわたるとちょっと問題はあるかとは思いますが、例えば、裁判官の説明に関して、先ほどちょっと問題になりました量刑についてであります。例えば、量刑の基本となる考え方について、いろいろな裁判体において説明の仕方があったかと思えます。このようなものが分かりやすいものであったかどうかというような点や、あるいは事実関係が争われたような事件も幾つかあったと思えます。この点において、例えば、その立証責任の問題や、あるいは合理的な疑いといったようなキーワードについての説明などがあったと思えますが、こういった裁判官がする説明のあり方について、分かりやすかったかどうかということをもっとお伺いしたいと思うのですが、この点、いかがですか。何かございますか。

1番の方、いかがでしょう。評議での裁判官の説明ぶりというのは分かりやすかったですか。

○裁判員経験者1

分かりやすかったと思えます、進め方とか。内容が内容だったので、すごく難しかったなというのは覚えているのですが、あと、被害者が男性だったので、女性ではないからというところがすごく難しく、量刑データベースですか、あれを見てもやっぱりちょっと難しいなと思えました。

○司会者

8番の方、どうぞ。

○裁判員経験者8

刑法のこととかも何も知らないままで選ばれてきたわけなんです。説明とかすごく分かりやすくて、私たちも最初こそ被告人とかを、この人はこんなこと言って

いる、なんて言っていたのですが、1日、2日もすれば、被告人の供述や、結構、専門用語を言うようになりまして、すごく溶け込みやすく話を進めていただいたなと思います。通してみても、いろいろな知識もついたのでありますが、裁判官の方たちは、また、次は一から素人の人を育て上げていき、終われば、また素人の方とずっとやってこられてるのだなと思うと、結構、面倒ではないですかね。大変だなとか、結構、コミュニケーション能力が必要なんですねと、ちょっと感心した覚えがありました。

○司会者

ありがとうございます。

裁判官の側からはどうですか。

○裁判官

石川でございます。育てるというのは全くおこがましい話というか、そのようなつもりはないというか、実は我々のほうが毎事件、毎事件、自分たちのさらなる勉強の必要性みたいなものを痛感させられているというところなんです。これまで勉強してきたことを基に、あるいは経験を基にいろいろ裁判員の皆さんに御説明する内容を考えるわけなんですけど、それにはそれで、分かりましたということで、一つ納得しましたというように言っていた場合もあれば、あるいは、さらに、ここが分かりませんというようなことで、やっぱり疑問点が出て、恥ずかしながら、やっぱりそういうところまで自分たちで準備ができてなくて、さらに裁判官3人で頭突き合わせてまた調べて、では、こう御説明すれば分かっていたかなみたいなことでやってみたりだとかということで、むしろ逆といいますか、裁判員の方々との議論を通じて、むしろ我々のほうがいろいろな経験をさせていただける、いろいろな考えを提供していただいて、むしろ育てられているというか、そこも、裁判員裁判に常に関わってきていて、大きな魅力の一つで、裁判官として関わらせていただく魅力の一つで、とてもやりがいを持って仕事をさせていただいているというような状況でございます。

○司会者

さらに評議について、ちょっとお尋ねしたい点があるのですが、それぞれ評議においては、裁判員、裁判官が自由に意見を述べられるというのが前提ということになります。御自身がこの評議に参加されて、御自身の考えを、あるいは意見、感想といったものを十分に表明していただくことができたかということです。我々裁判官としては、皆さんが本当にフランクに話をしていただく中で、それぞれがそれぞれの意見をお出しいただく、これが重要なことだというように考えております。そして、そのための雰囲気づくりをしていかなければならないというようにかねてより考えているところです。

実際に、皆さん、御経験いただいて、評議の内容がそれにふさわしいものであったらどうか、もし、御自身がなかなか御意見を表明できなかったという経験をお持ちの方がいらしたら、どのようにすれば、それが解消できるだろうかということも、もし、お伺いできればと想っていたのですが、何か、この点についてお考えをお話しただけの方、いらっしやいませんか。皆さん、それぞれ評議の場面で御自身の言いたいこと、意見をお述べいただけましたか。

○裁判員経験者3

裁判官の方が私たち全員に対して、どうです、どうですということで最初のほうは聞いていただいたのですが、もう、途中からは、皆さんがこう思う、ああ思うというすごい意見が出だしまして、とても充実した内容の評議ができました。そして、裁判官の方が、毎回、ボードとかを使って説明もしていただきましたし、また、次回はこのようなことを、ということまできちんとした流れを作っていただきましたので、評議は本当に充実したものができたと思います。

○司会者

非常に理想的な進め方ですね。ありがとうございました。

ほかに何か評議の点において御感想などございませんか。よろしいですか。ありがとうございます。

では、先に進ませていただきます。

それぞれの事件の審理日程というのは、その事件に応じて、さまざまであったと思います。長いもの、短いもの、いろいろあったと思うのですが、それぞれ御参加いただくに当たって、いろいろ日程等の調整をしていただいたと思います。いろいろ御苦勞なされた点など、もし、ありましたら、あるいは、ここをこのように変えればもっと参加しやすいのにとというような、そういう御提言などがありましたらお伺いしたいと思うのですが、いかがですか。

6番の方、どうぞ。

○裁判員経験者6

実は、私が出た裁判員裁判というのは、去年の12月の頭からの分だったのですが、その前日から旅行に行く予定を立てていまして、数カ月前に、たしか、今度、面接があるから、11月末に裁判所に来てくださいという封書が来たのが10月だったと思うのですが、何で、その10月のときにもう面接をやってくれないのかと思いました。12月頭からの裁判に選ばれば、その日からの裁判に出ることになりますと、そこまで決まっているのに、何でその出るか出ないかを11月末まで引っ張るのだろうと。だから、結局、11月末にならないと、裁判員になるかならないかが分からない。だから12月の予定が立てられない。結局、キャンセルしたままで、後の予定が一切立てられなかったというのがある。もっと早くに出るか出ないか分かっていたら、日程の変更もできたかもしれないし、もし抽せんにも漏れていれば、そのまま旅行の予定を継続できたかもしれない。でも余りにも直前過ぎて、出るか出ないか分からないけども、キャンセルせざるを得なかったというところがあったので、そこはちょっと考えていただきたいなというように思います。

○司会者

今、おっしゃっていただいた流れは、公判期日が12月頭からで、そのための選任が、さかのぼるところの11月末にあったが、かなりさかのぼって、候補者としての呼び出しが10月ぐらいいにあったということですか。そのような時間の流れの

中で、もっと早く、例えば10月の最初のころに選任があれば、計画が立てられるのにと、こういう御意見ですかね。ありがとうございます。

現実に裁判員裁判を進めている我々の側からしますと、多くの場合、今、おっしゃっていただいたようなスケジュールで進んでいることが多いです。公判の日の数日前ぐらいに選任期日を入れるということになります。

このような運用をしているのは、最終的に裁判員として選任されて、参加いただくまでの期間というのが余り長くなりますと、またその間に事情変更みたいなものが生じる可能性があるということも、この日程を組む上での考慮の要素にもなっているということでもあるわけです。

ただ、今、おっしゃっていただいた御意見と同様の御意見をお伺いすることもままございます。このような御意見があったということについても受けとめまして、今後に活かしていきたいというように思います。ありがとうございました。

ほかに何か参加いただくに当たっての御苦労など、もしありましたらお伺いできればと思うのですが。

5番の方、どうぞ。

○裁判員経験者5

今、言われた方のように10月に通知が来まして、早目に言ったほうがいいのかと、会社の長の方に言ったのですが、決まってないじゃない、決まってから言ってくれと言われたので、11月末に行きますというのを言って、手続が終わった後に決まりましたというのを選任手続の日の後に言いました。具体的なことは決まってからでいいと言われたので、12月頭から1週間ほど休ませてくださいということをやったら、そんなこと言ったってと言われたのです。10月に言ったときは、とりあえず資料を見せましょうかと言ったら、それはいいと言われたのだけど、そのときに直前になって、本当ですか、資料を見せてください、と言われました。一応、裁判員としての特別な有給みたいなことで休んでくださいみたいな制度らしいのですが、そういうのは何か通ってなかったということで、そのときは普通に有給休み

でした。

○司会者

もともと、御勤務先で裁判員をお務めのときにはそれなりの休暇制度があったのだけれど、それが取れなかったのですか。

○裁判員経験者 5

いや、それも何か職場になくて、ただ単に有給でした。

○司会者

そうすると、御意見としては、先ほど6番の方がおっしゃったのと大体似たような意見ですか。

○裁判員経験者 5

似ているし、多分、まだ裁判員制度自体を把握してない会社もあるのかな。

○司会者

なるほど。広くその制度についての広報活動というようなことも重要だろうということですね。

○裁判員経験者 5

裁判所では、比較的短いほうの裁判ですよと言われたのです。

○司会者

5番の方は、トータルで6日ぐらいでしたか。

○裁判員経験者 5

6日です。比較的短いほうですよと説明を受けたのですが、会社の方はそんなにという印象を持っていました。

○司会者

それでは、この点についても御意見をお伺いいたしましたので、今後、裁判員になられる方へのメッセージをそれぞれの方からお伺いしたいと思います。全員の方にそれぞれお伺いしたいと思います。もう既にある程度表明していただいた方もいらっしゃると思いますが、お一人ずつお話をいただければありがたいと思います。

それでは、1番の方から順にお伺いしてよろしいですか。お願いします。

○裁判員経験者1

やっぱり裁判員の通知が最初に来たときには、何か面倒くさそうだなと思ったのですが、いざやってみて、やってる最中、やった後、テレビでちらっと裁判のニュースが流れて、裁判の映像が流れたときには、2分間、この人たちは我慢して映ってらっしゃるんだとか、そのようなことを気にする、裁判のニュースがちょっと頭に入ってくるようになったりとか、あとは事件内容の件から自分たちもこういうことは気をつけなきゃいけないとか、こういう手口があるのだというような勉強にもなったので、私はすごく出てよかったと思うし、そういう機会があれば、ぜひ頑張ってやっていただきたいと、これから裁判員になる方には思います。

○司会者

ありがとうございます。

では、2番の方、お願いします。

○裁判員経験者2

私は、もう絶対に来ないだろうと思うような年齢でございました。しかし、突然に来ましたので、友達のところに行ったら、そんな歳でも来るのかとびっくりされたくらいなのですが、私は、やっぱり特に若い人、それから主婦の人、そのような人たちに、勿論アトランダムに選ばれるのだらうと思うのですが、幅広くどんどんいっぱい機会を与えてあげていただきたいと思います。

それと、これは素人考えで申しわけないのですが、いわゆる裁判員裁判というのは刑事裁判だけになってますね。民事にやらない理由というのはどんなことがあってからなんですか。

○司会者

民事をやらないということに何か特別の理由があるわけではないのですが、刑事事件もまた裁判官だけでやっていた時代が長く続きまして、御存じのとおりで、司法制度改革、これは裁判員制度に限らず、さまざまところでの改革がなされたわ

けです。その一環としての裁判員制度，国民に広く参加を求めるということが一つテーマになったのですが，そこで一つ取り上げられたのが，一番身近ではないかというようなことで，刑事裁判ということになったものです。

では，3番の方。

○裁判員経験者3

本当に支えていただいて，とてもよかったです。周りに裁判員裁判に参加した人，また，手紙が来た人がいなかったもので，最初は何か黙っておかないといけない状況でしたのであれでしたが，裁判が終わった後は話されていていいですよということで，本当にできるだけこういうチャンスがあれば，ぜひ参加されたらいいということをおもいました。

○司会者

ありがとうございます。

では，4番の方，お願いします。

○裁判員経験者4

私も，今回，裁判員にさせていただいてよかったと思っております。私の裁判を担当していただいた裁判長は，大変すぐれた人格者の方で，いろいろと私の弁明討論などを見ていただいて，本当に質問を聞くのもうまくて，職員の方も大変丁寧に対応していただいて，大変ありがたかったです。

今回，裁判を通して裁判所を身近に感じるいい機会となりました。

○司会者

ありがとうございます。

では，5番の方，どうぞ。

○裁判員経験者5

自分は参加してよかったなと思っております。裁判内容も公開されているのだと思うのですが，積極的に裁判内容に関して知りたいという行動をとることもありますし，そういうことを，どういう経過をとって判決を下されているのか，中に入っ

て見る事ができたというのは非常に有意義だったと思います。

それと、自分の感想なんですけど、自分はメモをとるのがすごく苦手なんです。一言一句メモをとらなくていいけれども、とってくださいと言われてたのですが、やっぱり後になって、あそこのメモが抜けてるなということがいっぱいあるんです。

それで、もう一つ説明されたのが、略語で書いたほうがメモをとりやすいですよと言われてたんですけど、法廷に入って略語を考えるというのはちょっとなかなか、とっさに略語を思いつくというのも難しいことですので、できれば法廷に入る前に略語を決めるという何か段取りがあったほうが、ひょっとしたらメモをとりやすくなるのかなというのを、今、ちょっと思います。

○司会者

ありがとうございました。

では、6番の方、お願いします。

○裁判員経験者6

今の5番の方の話とちょっと相反するような話があったので、私らのときは、検察側から出された資料、それから弁護士側から出された資料、そして裁判官がレジュームとして出してもらった資料、そういったものが充実していたので、裁判の最中も、メモをとることよりも、メモをとることで重要な証言を聞き逃すほうがもったいないから、メモはそんなに詳しくとらなくていいですよと、逆のような話をしていただきました。それでも十分資料が充実していたので、専ら証言とかを聞くことに集中していたのですが、とにかく初めての経験ということもありましたので、大変人生勉強になったというように感じました。ですから、これから裁判員の書類が届いた方にはぜひ参加していただきたい。年が70歳を超えていても、それを理由にすることなく、ぜひ参加して経験していただきたいというふうに思いました。

今回、もう付ける機会がないと思ったので、初めてこれ（裁判員バッジ）を付けてきましたが、終わった後、裁判長に、裁判員裁判に参加したことをネットに上げていいですかと聞いたら、いいですよということでしたので、フェイスブックのほ

うに感謝状とこのバッジを写真で撮って、もしこういう話が来たならば、必ず参加するようにというように書いてアップしておきました。本当に心の底からそう思いました。

○司会者

ありがとうございます。

では、7番の方、お願いします。

○裁判員経験者7

私も参加して本当に勉強になって、ありがとうございました。

また、これから裁判員の書類が届いて裁判員になれる方は、辞退をせずに、勇気を持って参加してほしいと思いました。本当にありがとうございました。

○司会者

ありがとうございました。

8番の方、お願いします。

○裁判員経験者8

私も経験してみて大変充実した日々だったと思います。裁判の知識を得たりとか、また、被告人とか当事者たちの人生を知ってみていろいろ考えることもありましたし、量刑を決めるというこの困難な問題に、選ばれた私たちや裁判官はやはりチームを組んで向かっていったというか、そのようなチームの連帯感というのも味わえてよかったなと思います。

本当に、今日、私もこのバッジを付けたのですが、個人的にはこのような経験は話していきたいと思ひまして、今月、セミナールームを借りて、友人、知人のほうにちょっとミニ講演会みたいなことをやっていく予定がありまして、そのときにやっぱりバッジを付けたほうがいいのかなど、今日、ちょっと思ひましたので、使わせていただきたいなと思います。ありがとうございました。

○司会者

どうもありがとうございました。

それでは、引き続いて、ここからは報道機関の方々からの質問をしていただきたいと思います。

では、どうぞ。

○毎日新聞

今日はありがとうございました。死刑制度の関係でお伺いしたいことがあります。裁判員裁判が始まって、これまでに裁判員の方が判決に関わった事件で3人の方の死刑が執行されているのですが、一方で、長い目で、戦後で見ますと、確定死刑囚のうち4件で再審の無罪が言い渡されております。それと誤判による死刑執行の危険性がある中で、裁判員として死刑判決に関わりたくないと思われるのか、あるいは関わるのも、やむを得ないと思われるのか、理由も含めて教えていただければと思います。

ちょっと皆さんにお伺いすると時間もないので、殺人の関係で関わられた3番の方と5番の方、あと現住建造物等放火に関わられた7番の方と8番の方、4人の方にお伺いできればと思います。

○司会者

今の質問は、それぞれは当然、死刑求刑の事件ではないという前提ではありますけれど、よろしいですか。

○毎日新聞

そうですね。もし仮の話で、死刑求刑があるような事案の場合に、そういった判決に関わることに抵抗があるのかどうかというところ、あるいは、やむを得ないなとお感じになられるのかというところなんですが、伝わりますか。

○司会者

可能な範囲でお答えいただきましょうか。

○裁判員経験者3

私的には、最後、判決のときまでの状況なので、関わるか、関わらないかというか、関わらざるを得ないのかなと思いました。最終的な判決までは分からないと思

うので、いざ、その場になった時点で、そのような量刑になるというのは仕方がないと思います。

○司会者

5 番の方。

○裁判員経験者 5

裁判員になって、とりあえずは事件を選ぶことができないので、関わるか、関わらないか選べないということは一つあるのですが、死刑制度に対してはちょっとこの場では何とも言えないです。死刑というものが犯罪の抑止になっているという一面もあるかと思いますが、死刑が後で覆ったという事例もありますので、その辺はちょっと何とも答えようがないです。

○司会者

7 番の方、可能な範囲で結構です。

○裁判員経験者 7

私も死刑という重みはありますが、そのときの裁判の流れに従っていくので、今は言えません。そのときに話を進めていく中で、どうしても評議をしたときに、死刑という重みが来たときは、それは多分受け入れると思います。

○裁判員経験者 8

裁判員の選任の通知が来た時点で、この裁判所のホームページのほうには、裁判員裁判のスケジュールが出てまして、罪状は分かりますので、事前に自分が何の裁判で呼ばれているのかというのは分かりますから、そのときにある程度の覚悟はできると思うのですが、ただ、それが死刑判決に関わるようなことになっていくのかどうなのかは、実際、裁判に出ないと分からないですから、なかなか何とも言えないのですが、そういう経験が与えられたら、チームみんなで向かっていくのだろうなとは思いますが。

○毎日新聞

答えにくい質問ですみませんでした。ありがとうございました。

○TNC

今日はありがとうございます。

個別で恐縮なんですけど、6番の方にお伺いしたいのですが、証拠の表示などについて、イラストの件と、実際のという表示の件で、我々が時々報じるのは、例えば、実際の写真を見てちょっと気分を悪くされた方がいたとか、そのようなケースもあるのですが、実際に、なぜリアルなものを見たほうが、例えば、判断を下すときに腑に落ちるとか、そのような自分の中での納得感とかいうものがあるのかなと思うのですが、そのあたりで考えられたところを、もう一度、教えていただけますか。

○裁判員経験者6

私自身はもっとリアルに、想像、結局、いろんな証拠を頭の中で整理していく上で、余分な想像はしませんが、客観的事実に基づいたものを頭の中に映像化していったりするのですが、その中で、どうしても途中で白黒とかイラストだと、何か自分の中でどうしても臨場感が湧いてこなくてというように思ったのです。ただ、そこに臨場感が湧くから、リアルだからどうなのと言われれば、それもそうだなというようには本当に素直に思ったのですが、血の赤い色を見たりして気分が悪くなる人はいるでしょうが、極端な話を言えば、そんな具合が悪くなりそうな人は来なくていいじゃない、もっとやる気のある人といったら語弊があるかもしれないですが、そのようなのも大丈夫よという人がどんどん参加していてもいいのじゃないかな。ちょっと極端な意見にはなると思うのですが、そのような思いがあるのも事実です。そんなところです。

○TNC

本当に参加しないと語れないことだと思います。本当にありがとうございます。

○西日本新聞

また、同じく6番の方になってしまって恐縮なんですけど、先ほど、冒頭で責任能力が争点になった事件だというようなお話だったかと思います。お医者さんとかであつたら失礼かもしれませんが、知識がなかったりした場合に、責任能力を争うと

いうのを判断するというのはなかなか難しいのかななんて思ったりもするのですが、実際、どのようにお感じになりましたか。

○裁判員経験者6

今回の分は、専門的な話があったのですが、医師の説明はとても分かりやすく、その医師が診断して判断した結果というのもすごく納得のいくもので、検察の方と医師の方とのやりとりというのはすごく分かりやすかったです。ですから、大変、医師の証人というのは参考になりました。

○西日本新聞

ちょっと加えてもう一個質問すると、非常に参考になる御意見だったからこそ、それに固執され過ぎるようなこととかなかったですか。

○裁判員経験者6

要は、障害とか、感情を抑えられないとか、そういった面があつての犯行なのか、もしくは、犯行当時、その症状が出てきていたのかというようなことが、争点になっていたと思うのですが、証拠とか、いろいろな時系列で出されていた資料を踏まえたという感じです。

○西日本新聞

ありがとうございます。

○読売新聞

今日はありがとうございました。

確認したいのですが、それぞれ御担当された事件の中で、ある事件では発生直後から報道が大きくなされる事件があったり、あるいは、裁判でも始まってから詳細に一日一日報道される事件もあったかもしれないのですが、御担当される事件によって、報道との接し方、例えば事件が決まった後に、その当時の報道を調べられたりとか、あるいは何か報道が影響を与えた部分というのは、何か感じられた方がいらっしゃれば、お話をお伺いしたいんですが。

○司会者

特にどなたかという意味ではなくてよろしいですか。

○読売新聞

もし、あればということで結構です。

○裁判員経験者 8

報道といいますか、自分が担当する事件について、事前に、関係者であるとか、情報をマスコミなどで詳しく知っていないかというのを聞かれた上で、選ばれているんですが、正式に選ばれてからも、何も影響はなかったと思います。

○朝日新聞

御自身の経験で、裁判員裁判はこれからも制度として必要かということをお伺いしたいんですけども、一審で皆様が話し合われた判決が出た後も、二審、三審で裁判員の関わらない裁判で判決が変わる場合というケースもあると思うのですが、そういった点も踏まえて、裁判員裁判は今後も必要だと思われるか、どなたかいらっしゃれば、お伺いできればと思います。

○司会者

何か御意見のある方、いらっしゃいますか。

○裁判員経験者 4

裁判員裁判に関しては今後も必要だと思っております。裁判官の方だと、一般の方よりも刑を短く決める傾向があるように思えます。私が担当した裁判ですが、控訴することが決まりまして、その件に関しては残念だなというように思います。一審のほうでは被告人のほうが悪いといったような判決だったのを、それをまだ認めてないんじゃないかというような、そういったところで残念だというように思います。

○裁判員経験者 6

私らのはどうですかね。多分、控訴されてますよね、無罪を主張していたんで。私らの分ではそうだろうと思います。できれば二審、三審と上がるのでしたら、それにも関わりたいぐらいな気持ちです。裁判員裁判というのは、これからもそのよ

うな自分たちの手を離れることがあったとしても、必要だと思います。

○朝日新聞

6 番の方、今ので、どうして必要だと思われましたか。

○裁判員経験者 6

最初の裁判員裁判が始まった趣旨というのも共感できるものがありますし、司法に関わるということもやはり大事なことだろうと思いますし、これを経験したことで、やはり裁判といいますか、事件とか事故とかいったものに対する考え方というか、引きつけられ方も変わってきましたし、みんながそのようなことを意識していけば、やはり事件とかそういったものの抑止力の一助になるのじゃないかということも思ったりしますので、そのようなところから必要だと思います。

○司会者

どうもありがとうございました。

では、予定の時間になりました。

これをもちまして、本日の裁判員経験者との意見交換会を終了させていただきます。

本日はお忙しい中、長時間にわたりましてさまざまな貴重な御意見をいただきましてありがとうございました。どうもお疲れさまでございました。